



電 委 第 8 号

令和2年2月21日

日本通信株式会社

代表取締役社長 福田 尚久 殿

電気通信紛争処理委員会

委員長 田 村 幸

諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案につきまして、別添のとおり、株式会社NTTドコモから意見書が提出されました。これに関し、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第11条第1項の規定に基づき、書面により意見を聴取します。

つきましては、別紙の質問事項について、同月28日（金）までに書面により当委員会に提出願います。

(別紙)

日本通信株式会社に対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案に関し、株式会社NTTドコモから提出された同月18日付け「意見書」(別添)(以下「ドコモ意見書」という。)について、以下の質問事項に回答願います。

問1 ドコモ意見書のP. 5の「ましてや、本裁定案は、秒単位課金や・・・ため、一切行えていない。」の段落に関し、反論があれば、証拠とともに回答願います。

問2 上記の他、ドコモ意見書に対して、意見があれば、理由及び証拠とともに提出願います。

(留意事項)

- ・貴社から提出された意見については、総務大臣及び株式会社NTTドコモに対し開示します。なお、同社に対し、非開示を希望する部分があれば、当該部分をその理由とともに明示願います。

(以上)